

2025年JMR C中部ダートトライアル選手権規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMR C中部」という）は、2025年 JMR C中部ダートトライアル選手権規定を以下のとおり制定する。

第1条 JMR C中部ダートトライアル選手権区分

1. JMR C中部ダートトライアル選手権
(JAF中部ダートトライアル選手権とダブルタイトルとする)
2. JMR C中部ダートトライアルミドル選手権
 - 1) JMR C中部ダートトライアル北陸シリーズ

第2条 競技会の格式

1. JMR C中部ダートトライアル選手権
競技の格式は準国内格式とする。
2. JMR C中部ダートトライアルミドル選手権
地方格式または準国内格式とする。

第3条 開催数

1. JMR C中部ダートトライアル選手権
最大開催数を10開催とする。
2. JMR C中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）
最大開催数を10開催とする。

第4条 組織

JMR C中部に加盟のJAF公認・加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第5条 開催資格

1. JMR C中部ダートトライアル選手権
オーガナイザーはJAF規定に準ずる開催経験を十分につんでいること。
2. JMR C中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）
オーガナイザーは、開催経験をつんでいること。

第6条 登録申請

登録申請は9月中旬のカレンダー調整会議にて行うものとする。

なお、開催予定はJMR C中部ダートトライアル部会に書面等で提出すること。
(8月中旬から受付)

第7条 開催日程

1. JMR C中部ダートトライアル選手権
2025年1月1日から10月第1日曜日までとする。
2. JMR C中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）
2025年1月1日から10月第4日曜日までの日曜日とする。

3. 基本日程は J M R C 中部ダートトライアル部会が定めるものとする。

第 8 条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則、申し合わせ事項を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかつたと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第 9 条 参加車両

1. J M R C 中部ダートトライアル選手権

2025 年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定（以下「2025 年 J A F 選手権規定」という）および J M R C 中部共通規則に準じた車両とする。

2. J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）

2025 年国内競技車両規則および J M R C 中部共通規則に準じた車両とする。

第 10 条 クラス区分

J M R C 中部タイトル戦は、J A F 選手権規定「参加車両」の分類に基づき、下記のクラス区分とする。

なお、J M R C 中部タイトル戦以外の競技会は、クラス区分を特別規則書に明記すること。

1. J M R C 中部選手権

2 P : クラッチペダルを有さない 2 輪駆動の A E · P N · N · S A · S A X 車両。

ただし、ディファレンシャルの変更、改造および加工は許されない。

RWD : 排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動の P N · N · B · S A · S A X · S C · D 車両

P N 1 · S 1 5 0 0 : 気筒容積 1500 cc 以下の 2 輪駆動の B 車両（車両規定はスーパー 1500 車両規定で運用する）、気筒容積 1600 cc 以下の 2 輪駆動の P N 車両、全ての A E 車両

P N 2 : 気筒容積 1600 cc を超える 2 輪駆動 (F F) の P N 車両

N : 排気量によるクラス区分を行わず、4 輪駆動の N 車両

S 1 : 排気量によるクラス区分を行わず、2 輪駆動の N · S A · S A X · S C 車両 · D 車両

S 2 : 排気量によるクラス区分を行わず、4 輪駆動の S A · S A X · S C 車両 · D 車丣

2. J M R C 中部ミドル選手権(北陸シリーズ)

1) 北陸シリーズ

クラス 1 : 気筒容積 1500 cc 以下の 2 輪駆動の P N · N · B · S A · S A X · S C · D 車丣

クラス2：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のP N・N・B・S A・S A X・S C・D車両

クラス3：気筒容積1500ccを超える2輪駆動のP N・N・B・S A・S A X・S C・D車両

クラス4：排気量によるクラス区分を行わず、4輪駆動のP N・N・B・S A・S A X・S C・D車両

第11条 参加資格

参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。

1. 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効な競技許可証所持者とする。
2. 競技運転者は、競技に有効な死亡時500万円以上の損害保険またはJ M R C共済に加入していること。

第12条 参加人数

150名までとする。

第13条 参加制限

1. 1つの競技会に同一運転者は、1つのクラスしか参加できない。また、J M R C中部選手権と北陸シリーズが併設される競技会においては、クラス区分が異なるため、双方への参加はできない。
2. J M R C中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）
前年度のJ M R C中部ダートトライアル選手権における各クラスのシリーズ3位内に入賞した者は得点および賞典は与えられるがシリーズ順位から抹消される。

第14条 シリーズおよび競技の成立

1. J M R C中部ダートトライアル選手権
2025年J A F選手権規定に準ずる。
2. J M R C中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）
 - 1) シリーズの成立
2回以上の競技会開催でシリーズ成立とする。
 - 2) 競技の成立
各クラスの成立は2台以上の参加申込み受理で成立とする。

第15条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無くして開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度のJ M R C中部選手権戦の登録申請を認めない場合がある。

第16条 得点基準

1. J M R C中部選手権において、各選手権競技会の成立したクラスごとに、

競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

- 1) J M R C 中部ダートトライアル選手権
2025年J A F選手権規定に準ずる。
- 2) J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）
開催戦数の80%（少數点以下四捨五入）の競技会を得点合計の対象とする。
ただし、開催された当該クラスの競技会の合計数が5競技に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象とする。
2. J M R C 中部選手権は、同一選手権の同一クラスであれば異なる車両であっても得点を与えられるが、他の選手権との得点合計は出来ない。
3. 有効得点の集計において、複数の競技運転者が同一得点を得た場合、上位の得点回数が多い順とする。
なお、上位得点回数が同じ場合は有効外の上位得点が多い順とする。

第17条 J M R C 中部選手権順位の抹消

最終集計時に以下の該当者の得点は抹消され選手権順位を繰上げとする。

ただし、その場合、各得点の再集計は行わず選手権順位のみを繰上げとする。

1. 当該シリーズの最終戦までに、J M R C 中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であることの証明が出来なかった者。

第18条 保険

オーガナイザーは、J A F規定に基づく損害保険（共済制度を含む）を付保すること。

オーガナイザーは、J M R C 中部指導に基づく主催者賠償責任保険を付保すること。

第19条 シリーズ表彰

1. J M R C 中部ダートトライアル選手権

J M R C 中部は、各クラス上位6名を成績優秀者としてその栄誉を称えモータースポーツDAYで表彰する。

ただし、参加人数の少ないクラスは表彰者数を減ずる場合がある。

2. J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）

J M R C 中部は、各クラスのシリーズ1位の者を成績優秀者としてその栄誉を称えモータースポーツDAYで表彰する。

なお、シリーズ表彰式はJ M R C 中部ダートトライアル部会の承認のうえ行う。

第20条 西日本フェスティバル出場権

1. J M R C 中部ダートトライアル選手権

優先順位として上位者から出場権があるものとし、参加者の状況により調整する。

2. J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（北陸シリーズ）

優先順位として上位者から出場権があるものとし、参加者の状況により調整する。

3. ダートトライアル部会の推薦に基づく者

第21条 付則

1. 本選手権規定は2025年1月1日から施行する。

2. 本規定に疑義が生じた場合はJ M R C 中部ダートトライアル部会で審議し、J M R C 中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。

2024.7.2 J M R C 中部運営委員会

J A F 中部地域クラブ協議会
J M R C 中部ダートトライアル部会